

26医安第580号
平成26年7月30日

愛知県薬物乱用防止推進協議会委員殿

愛 知 県 知 事
(公 印 省 略)

「いわゆる『脱法ドラッグ』の乱用の根絶のための緊急対策」及び合法ハーブ等と称して販売される薬物等（いわゆる「脱法ドラッグ」）に代わる新たな名称（「危険ドラッグ」）の利用促進について（通知）

薬物の乱用防止対策につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、平成26年7月22日付け府政共生第643号で内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備・総合調整第1担当）から別添1のとおり「いわゆる『脱法ドラッグ』の乱用の根絶のための緊急対策」についての通知が、及び同日付け府政共生第644号で別添2のとおり合法ハーブ等と称して販売される薬物等（いわゆる「脱法ドラッグ」）に代わる新たな名称（「危険ドラッグ」）の利用促進についての依頼がありましたので、御承知ください。

今後とも、危険ドラッグを含む薬物の乱用防止に積極的に取り組んでくださるようお願いいたします。

担 当 健康福祉部保健医療局医薬安全課
毒劇物・麻薬・血液グループ
監視グループ
電 話 052-954-6305（ダイヤルイン）
052-954-6344（ダイヤルイン）
ファックス 052-953-7149

府政共生第 643 号
平成 26 年 7 月 22 日

薬物乱用対策推進地方本部 御中

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（青少年環境整備・総合調整第1担当）
（薬物乱用対策推進会議事務局）
（公印省略）

「いわゆる『脱法ドラッグ』の乱用の根絶のための緊急対策」について（通知）

薬物乱用防止対策の推進につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

政府では、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成 25 年 8 月 7 日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、総合的な薬物乱用対策を推進しており、現在実施中の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」においても、「薬物乱用対策の推進」を重点項目にあげ、青少年のインターネットの利用環境の変化等を踏まえた、各種取組を集中的に実施しています。

しかしながら、合法ハーブ等と称して販売される薬物等（いわゆる「脱法ドラッグ」）については、その乱用者が交通事故等を引き起こしたりする事案が依然として後を絶たず、これから夏休みの期間を迎えることから、青少年を中心とした乱用の拡大が懸念されるところです。

このため、平成 26 年 7 月 8 日に開催された薬物乱用対策推進会議における総理指示を踏まえ、本年 7 月 18 日に、改めて、薬物乱用対策推進会議を開催し、別添 1、2 のとおり、「いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶のための緊急対策」を策定し、政府一体となって、この種薬物の乱用の根絶を図るための取組を強力に推進することとしております。

つきましては、本緊急対策の趣旨を御理解の上、貴台管下の関係部局（課）及び管内市町村、関係団体等に御周知いただくとともに、その効果的な推進が図られますよう、特段の御配慮をお願い致します。

（連絡先）

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
青少年環境整備・総合調整第 1 担当 河村（薬物乱用対策担当）
TEL 03-5253-2111（内線 38257）
03-6257-1442（直通）
FAX 03-3581-1609
メールアドレス kensuke.kawamura@cao.go.jp

いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶のための緊急対策の概要

緊急対策の策定

- ◎ いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶を図るため、第四次薬物乱用防止五か年戦略及び内閣総理大臣指示を踏まえ、政府一体となって当面以下の対策を強力に推進

1 いわゆる「脱法ドラッグ」の実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化

① いわゆる「脱法ドラッグ」の実態把握の徹底

- いわゆる「脱法ドラッグ」の販売・乱用等の実態把握の徹底
- いわゆる「脱法ドラッグ」に関するインターネット上の違法・有害情報対策の強化
- 特定商取引法に違反しているおそれのある通信販売サイトに対する適切な措置

② いわゆる「脱法ドラッグ」の危険性についての啓発の強化

- 指定薬物に該当しないものについても、精神毒性等から相当の危険性があると判明した段階で、速やかに、国民に対して、所持・使用しないよう勧告するなど、迅速かつ効果的に情報を発信
- 訴求性の高い広報媒体や手法の活用に配慮した、メディアを通じた効果的な広報啓発活動
- 夏休み期間等の節目となる時期を捉えた重点的な広報啓発活動等
- 地域における関係機関の相談窓口等の周知徹底

2 指定薬物の迅速な指定といわゆる「脱法ドラッグ」に係る犯罪の取締りの徹底

① 海外情報の積極的な活用等を通じたいわゆる「脱法ドラッグ」の指定薬物への迅速かつ効果的な指定

- 海外の流通実態や危険情報に基づく国内流通前の迅速かつ効果的な指定薬物の指定
- 薬事・食品衛生審議会の適時開催及び緊急を要する場合の指定手続の特例の適用
- 指定薬物の指定を迅速化するための買い上げ又は収去した製品の分析・鑑定体制の充実強化
- 国連薬物犯罪事務所（UNODC）等との連携を通じた、未規制物質の国際的な情報交換の促進

② いわゆる「脱法ドラッグ」に係る犯罪の取締りの徹底

- 関係機関による一斉合同立ち入り検査等の実施
- 関係機関による合同（共同）捜査等の枠組みを活用した集中取締りの実施
- 指定薬物の判定に必要なデータベース、鑑定資機材、鑑定体制等の充実による鑑定の高度化
- 国内流入阻止に繋がるよう水際対策等の徹底
- いわゆる「脱法ドラッグ」に係る刑事事件への関係法令の適切な運用と厳正な対処

3 いわゆる「脱法ドラッグ」の規制のあり方の見直し

- 新たな薬物の出現を押さえるための包括指定の効果的な運用等の検討
- 指定薬物に該当しない場合に無承認医薬品として取締りを行うための検査方法の研究及び取締手法の検討
- 危険性の高い薬物であるという認識を国民に根付かせるための新たな名称の募集・検討

平成26年7月18日
薬物乱用対策推進会議

いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶のための緊急対策

昨今、合法ハーブ等と称して販売される薬物（いわゆる「脱法ドラッグ」）の乱用者が犯罪を犯したり、重大な交通死亡事故を引き起こしたりする事案が後を絶たず、深刻な社会問題となっている。いわゆる「脱法ドラッグ」の更なる乱用拡大を防止し、新たな乱用薬物に迅速かつ的確に対応することは、まさに喫緊の課題である。

こうした中、青少年が薬物乱用等の非行に陥りやすい夏休み期間を迎えることから、いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶を図るため、第四次薬物乱用防止五か年戦略及び平成26年7月8日に開催された薬物乱用対策推進会議における内閣総理大臣指示を踏まえ、政府一体となって、当面以下の対策を強力に推進することとする。

1 いわゆる「脱法ドラッグ」の実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化

(1) いわゆる「脱法ドラッグ」の実態把握の徹底

- 都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部及び都道府県等の衛生主管部局が連携・情報共有を一層強化し、実効性のある乱用防止対策に資するよう、インターネット広告の監視や買い上げ調査等を通じて、いわゆる「脱法ドラッグ」の販売・乱用等の実態把握を徹底する。（警察庁・厚生労働省）
- いわゆる「脱法ドラッグ」のインターネット上における流通拡大を防止するため、インターネット上でこれらの薬物に関する違法・有害情報を確認した場合には、サイトを運営する事業者・プロバイダーへの情報提供及びサイトの削除要請・注意喚起を徹底する。また、インターネット・ホットラインセンターの通報等の対象情報の範囲の見直しについて検討を要請するほか、これらの情報に対するプロバイダー等によるガイドライン・契約約款等に基づく送信防止措置・注意喚起等、同ガイドラインの周知徹底、これらの薬物を検索した場合に薬物の危険性を広報するホームページが優先的に表示される取組等の民間の事業者による自主的な取組がより効果的に行われるよう、必要な支援を行う。（内閣府・警察庁・総務省・厚生労働省）
- 特定商取引法に定める通信販売についての広告にかかる表示義務（事業者名、住所等）に違反しているおそれのある通信販売サイトに対し、事業者名や住所などを正しく表示させるなどの適切な措置を講ずるとともに、警察庁、厚生労働省及びプロバイダー（当該通信販売サイトにインターネット接続サービスを提供する業者）に対して、当該通信販売サイトに関する情報提供を行う。（消費者庁）

(2) いわゆる「脱法ドラッグ」の危険性についての啓発の強化

- いわゆる「脱法ドラッグ」については、指定薬物に該当しないものについても、精神毒性等から相当の危険性があると判明した段階で、速やかに、国民に対して、これらの薬物を所持・使用しないよう勧告を行うなど、迅速かつ効果的な情報発信に努める。（厚生労働省）
- 「あやしいヤクヅ連絡ネット」を効果的に活用して、いわゆる「脱法ドラッグ」の関連情報を一元的に収集し、必要な情報については、広報啓発等を通じて積極的に提供する。（厚生労働省）
- 青少年に訴求性の高い広報媒体や手法の活用に配慮しつつ、いわゆる「脱法ドラッグ」の危険性についての正しい理解の周知徹底とこれらの薬物に手を出させない

ための規範意識の醸成に重点を指向して、メディアを通じた効果的な広報啓発を行う。とりわけ、スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及し、青少年が保護者の目の届かないところでインターネット上の違法・有害情報にアクセスして、これらの薬物の乱用に巻き込まれる危険性が高まっていることから、青少年がこれらの薬物に関する情報を閲覧することを防止するためのフィルタリングの徹底等を促すとともに、インターネット上におけるこれらの薬物の販売・乱用等の実態についての積極的な情報提供に努める。(内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・文部科学省・厚生労働省)

- ・ 薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、健康被害事例等に係る情報提供を積極的に行うとともに、各種啓発資料について、都道府県教育委員会等に対して周知し、いわゆる「脱法ドラッグ」を含む薬物の乱用防止について適切な指導を依頼する。(警察庁・財務省・文部科学省・厚生労働省)
- ・ インターネット上でいわゆる「脱法ドラッグ」に関する違法・有害情報を確認した場合に、的確な対応がなされるよう、関係機関の相談窓口やインターネット・ホットラインセンター等の役割の周知を図るとともに、同センター等への違法・有害情報の通報を積極的に促すなど、違法・有害情報の排除に向けた気運を一層高めるよう、必要な支援を行う。(警察庁・総務省・厚生労働省)
- ・ 都道府県等に対して、夏休み期間等の節目となる時期を捉えて、いわゆる「脱法ドラッグ」の危険性についての広報啓発活動や、青少年がいわゆる「脱法ドラッグ」を販売する店舗に入店しないようパトロール等を重点的に行うように依頼する。(内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省)
- ・ 広報啓発活動に際しては、いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用者やその家族、何らかの兆候を把握した地域住民等が、早期に身近な相談機関に相談できるよう、地域における関係機関の各種相談窓口の周知徹底を図る。また、これらの薬物の乱用の問題を抱える青少年やその家族等が、具体的なニーズに応じて継ぎ目なくきめ細やかな支援が受けられるよう、地域の関係機関・団体等が連携して行う支援制度、取組、相談窓口等について、適切な周知に努める。(内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・厚生労働省)

2 指定薬物の迅速な指定といわゆる「脱法ドラッグ」に係る犯罪の取締りの徹底

(1) 海外情報の積極的な活用等を通じたいわゆる「脱法ドラッグ」の指定薬物への迅速かつ効果的な指定

- ・ 海外の流通実態や危険情報を基にして、海外で流通実績のある物質について、国内流通前に迅速かつ効果的に指定薬物の指定を行う。(厚生労働省)
- ・ 指定薬物としての精神毒性等の判明した物質を速やかに指定するため、指定要件となっている薬事・食品衛生審議会を、必要に応じ適時開催することにより、迅速かつ効果的な指定薬物の指定を行う。また、指定薬物の指定にあたって、緊急を要し、あらかじめ意見を聴くいとまがない場合には、個別の事案ごとに応じて、指定手続の特例を適用し、当該手続を経ないで指定を行う。(厚生労働省)
- ・ 指定薬物の指定を迅速化するための環境整備として、店頭に新しい製品が流通した場合に速やかに分析・鑑定をするため、買い上げ又は収去した製品の分析・鑑定体制を充実強化する。(厚生労働省)
- ・ 国際的な環境整備として、国連薬物犯罪事務所(UNODC)等との連携を通じて、未規制物質の国際的な情報交換を促進し、海外情報の積極的な活用を図る。(外務省)

(2) いわゆる「脱法ドラッグ」に係る犯罪の取締りの徹底

- ・ 都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部及び都道府県等の衛生主管部局が連携・情報共有を強化し、いわゆる「脱法ドラッグ」を販売している可能性がある店舗等に対し、一斉合同立ち入り検査等を実施するなど、積極的に立ち入り検査、指導・警告を実施する。(警察庁・厚生労働省)
- ・ 都道府県警察及び地方厚生局麻薬取締部が連携・情報共有を強化し、合同(共同)捜査等の枠組みを積極的に活用して、集中的な取締りを実施するなど、いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用者に対する取締り及び販売店舗等に対する突き上げ捜査等を徹底する。(警察庁・厚生労働省)
- ・ 多様化する薬物の鑑定方法の研究を進めるとともに、指定薬物の判定に必要なデータベース、鑑定資機材、鑑定体制等の充実を図るなど、鑑定の高度化を図る。(警察庁・厚生労働省)
- ・ 違法薬物を含め、いわゆる「脱法ドラッグ」に関し、水際対策等の徹底により薬物の国内流入阻止に繋がるよう、関係省庁間の連携・情報共有を一層強化する。(警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁)
- ・ いわゆる「脱法ドラッグ」に関係する刑事事件について、都道府県警察や地方厚生局麻薬取締部等の関係機関と緊密に連携し、関係法令を適切に運用して、厳正に対処する。(法務省)

3 いわゆる「脱法ドラッグ」の規制のあり方の見直し

- ・ 新たな薬物が次々に登場する状況を押さえるため、化学構造の一部が共通している特定の物質群を指定薬物として包括的に規制する包括指定の効果的な運用等について検討する。(厚生労働省)
- ・ 指定薬物に該当しない場合における無承認の医薬品としての取締手法や、指定薬物である疑いがある物品の検査命令及び販売停止命令措置の効果的な運用方法について、関係省庁と連携して検討する。また、当該措置において物品の分析・鑑定が速やかに行えるような体制の充実強化を図るとともに、現場で幻覚等の作用を判別できるような検査方法の研究を検討する。(厚生労働省)
- ・ いわゆる「脱法ドラッグ」の名称について、これらの薬物が危険性の高い薬物であるという認識を国民に根付かせることができるよう、訴求性の高い新しい名称を募集・検討し、速やかに結論を得る。(警察庁・厚生労働省)
- ・ いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用・販売等の実態等を踏まえ、新しい薬物乱用の広がり迅速かつ確に対処すべく、これらの薬物の乱用・販売等に対する規制の見直しやその乱用に起因する事故や犯罪の抑止に資する新たな取組につき、随時、必要な検討を行う。(警察庁・厚生労働省)

府政共生第 644 号
平成 26 年 7 月 22 日

薬物乱用対策推進地方本部 御中

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（青少年環境整備・総合調整第1担当）
（薬物乱用対策推進会議事務局）
（公印省略）

合法ハーブ等と称して販売される薬物等（いわゆる「脱法ドラッグ」）に代わる新たな名称（「危険ドラッグ」）の利用促進について（依頼）

薬物乱用防止対策の推進につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

政府では、合法ハーブ等と称して販売される薬物等（いわゆる「脱法ドラッグ」）については、平成 26 年 7 月 22 日付、府政共生第 643 号により通知した、「いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶のための緊急対策」に基づき、政府一体となって、この種薬物の乱用の根絶を図るための取組を強力に推進しておりますが、この度、その一環として、警察庁及び厚生労働省において、いわゆる「脱法ドラッグ」に代わる新たな名称について意見公募を行い、両省庁において検討の上、「危険ドラッグ」の呼称を選定し、7 月 22 日の閣議後の記者会見で関係府省庁から公表されたところです。

危険ドラッグの多くは違法薬物であり、人体に大きな影響を与えるとともに、事件事故を起こして人を傷つける極めて危険な薬物であるということを正しく認識いただくことが極めて重要であることから、各位におかれましては、今回の呼称の見直しの趣旨を御理解の上、管下の関係部局（課）及び管内市町村、関係団体等に新たな名称（危険ドラッグ）を御周知いただくとともに、当該呼称が、メディアを効果的に活用して、広く国民に普及することで、この種薬物に係る正しい認識が定着するよう、報道・マスコミ関係者等の方々に対しましても、今後、当該呼称で統一していただくよう、御周知賜りますようお願い致します。

（連絡先）

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
青少年環境整備・総合調整第1担当 河村（薬物乱用対策担当）
TEL 03-5253-2111（内線 38257）
03-6257-1442（直通）
FAX 03-3581-1609
メールアドレス kensuke.kawamura@cao.go.jp